

第396回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年11月25日（木）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

~~15 番 木村辰也委員~~

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

傍聴 なし

4 欠席委員 15番 木村辰也委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 第446回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程4 議 第2号 第447回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程5 議 第3号 非農地判断について

日程6 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程9 報告第4号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

~~事務局長 漆山徹~~、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、11月17日に告示になりました、第396回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、係長より報告いたします。係長。

係長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年11月17日、上山市農業委員会告示第12号により、令和3年11月25日、第396回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年11月18日付け農委第127号をもって、第396回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第396回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、15番、木村辰也委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、山川光照委員、9番、木村正委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、第446回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については係長より説明いたします。係長。

係長 議第1号、第446回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。皆沢地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について、係長より提案理由の説明をいたします。係長。

係長 整理番号2について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。相生地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、

面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第447回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については係長より説明いたします。係長。

係長 議第2号、第447回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。6件の申請がございました。農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。菖蒲地内の田6筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号3及び4については関連がありますので、係長より一括して説明いたします。係長。

係長 整理番号3及び4について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏及び〇〇氏であります。中生居及び小笹地内の田8筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3及び4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、非農地判断について議題といたします。内容については係長より説明いたします。係長。

係長 議第3号、非農地判断について説明いたしますので、別紙の議案書「非農地判断について」をご覧ください。農地パトロールを実施し、地区毎に現地調査をした結果、非農地と判断した農地について議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。番号1は、山元地区の農地で、1筆396㎡です。番号2から140までは、中山地区の農地で、139筆50,628㎡です。番号141は、皆沢地区の農地で、1筆343㎡です。番号142から153は菖蒲地区の農地で、12筆4,081㎡です。番号154から167は中生居地区及び上生居地区の農地で、14筆4,050㎡です。番号168から267は、中川地区の農地で、100筆51,610.88㎡です。すべて合わせて267筆、111,108.88㎡です。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号1から267について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。

係長 報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。届出者は〇〇氏、運転代行業です。金瓶地内の畑1筆について共同住宅建築の併用地として転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容について係長より説明します。係長。

係長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。4件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は有限会社〇〇であります。皆沢、

楢下及び牧野地内の畑 2 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 及び 3 については関連がありますので係長より一括して報告いたします。係長。

係長 整理番号 2 及び 3 について説明いたします。山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。仙石地内の田 3 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 4 について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号 4 について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。高野地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については係長より報告します。係長。

係長 報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。12 件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号 1、7、9、11 及び 12 については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。

係長 報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 8 ページをお開きください。3 件の申請がございました。整理番号 1 について説明いたします。申請人は〇〇治氏^じであります。金瓶地内の畑 1 筆について申請があったものです。先代が宅地として転用後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号2について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。高松地内の畑1筆について申請があったものです。昭和52年に駐車場として転用後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号3について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。高野地内の田1筆について申請があったものです。平成4年5月18日付けで転用許可を得て、以後宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後1時49分)

議事録署名委員

議事録署名委員